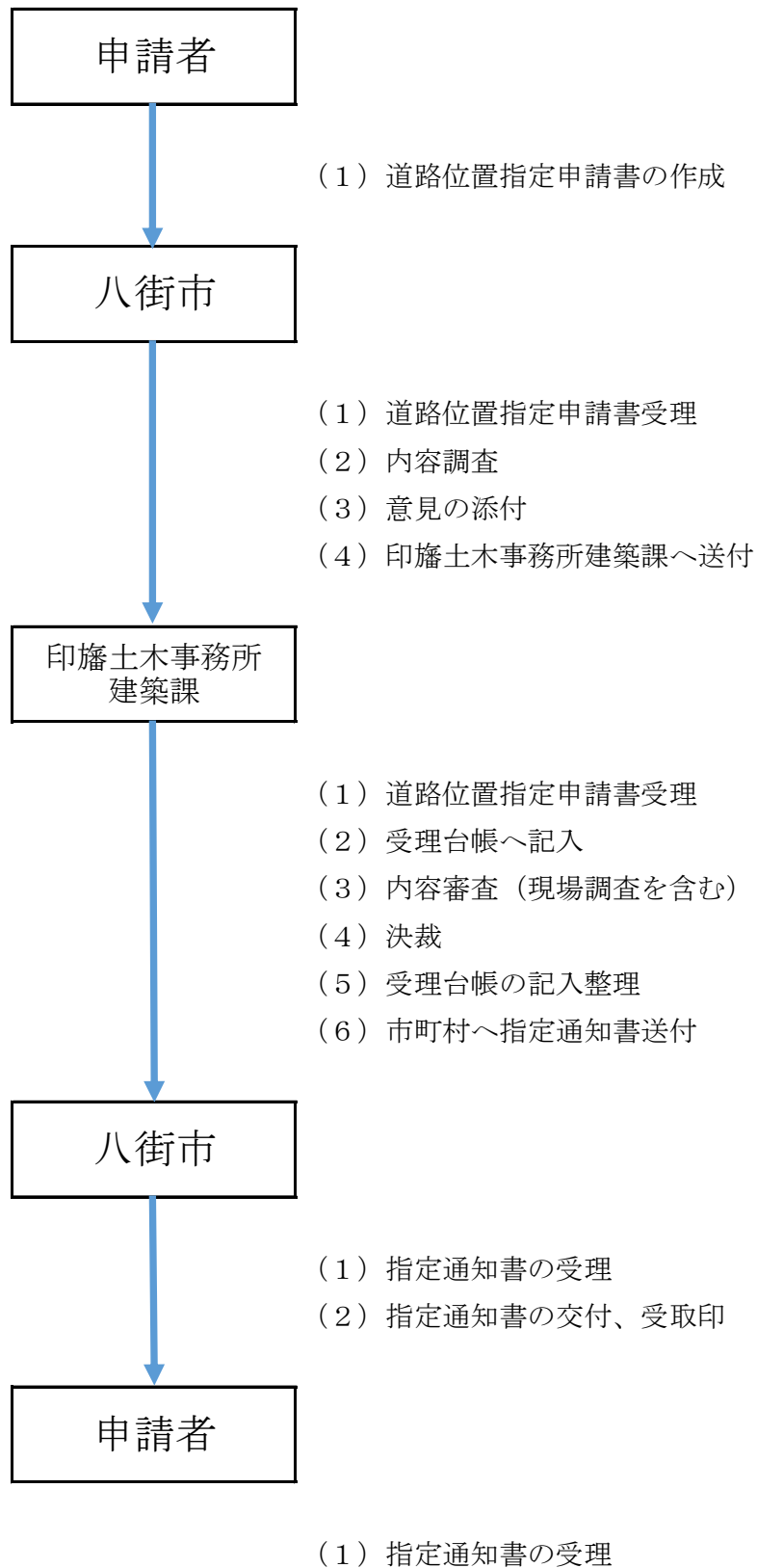


道路位置指定申請の手引き

八街市建設部都市計画課

TEL 0 4 3 - 4 4 3 - 1 4 3 0

道路位置指定事務処理概要



申請書	1 申請者住所氏名	○申請者の住所、氏名、電話番号を記入すること。
	2 代理者住所氏名	○代理者の住所、氏名、電話番号を記入すること。
	3 道路の土地の地名地番	○土地の登記事項証明書に記載された道路となるべき地名地番及び枝番をすべて記入すること。
	4 関係土地の地名地番	○指定を受ける道路に接続する土地の地名地番及び枝番をすべて記入すること。
	5 道路の概要	○道路が曲折又は幅員が異なる毎にメートル単位（小数点以下第3位切り捨て）で幅員及び道路の延長を記入すること。 ○隅切りの長さを個々の道路毎に記入すること。
	6 道の築造とあわせて行おうとする開発行為の規模	○申請道路の面積及び当該道路の築造とあわせて行おうとする建築敷地の面積を合計して記入すること。
道路位置指定申請図	1 一般事項	○2枚以上の図面にまたがるときは、あわせ目のすべてに承諾印を割印すること。 ○「道路位置□□申請図」については、「指定、変更、廃止」の内、該当するものを空欄に記入すること。 ○「幅員」については、道路が曲折又は幅員が異なる毎にメートル単位（小数点以下第3位切り捨て）で幅員を記入すること。 ○「延長」については、申請部分の総延長を記入すること。 ○「道の築造にあわせて行おうとする開発行為の規模」については、申請書と同様に記入すること。
	2 地積図	○方位、縮尺を記入すること。 ○地名地番の境界線を凡例のとおり記入すること。（申請用紙参照） ○地番及び地目を記入し、土地の所有者及びその他の権利者をすべて記入すること。（地目及び権利者については、公図に記入してもよい） ○道路及び宅地毎に面積を記入すること。（地積測量図でも可） ○申請区域内及び隣接する建築物（予定及び既存）、工作物、道路、水路等を記入すること。 ○道路の幅員、延長、隅切り、自動車転回広場等の寸法については、下記事項に注意し記入すること。 ・幅員の取り方については、側溝等は含むが土留め等は含まない。 ・延長の取り方については、道路の境界線又は道路の終点もしくは転回広場の中心点から道路位置指定の終端又は転回広場の中心までとする。 ・中間待避所、転回広場、隅切りの取り方については、図1～10のとおりとする。

道 路 位 置 指 定 申 請 図	2 地積図	・接続する道路の名称を記入すること。 ※なお、道路形態が特殊な場合及び位置指定道路の延長等により既存位置指定道路の形態が変更及び廃止となる場合については、事前に印旛土木事務所建築課と協議すること。 ○排水処理方法については下記事項に注意し記入すること。 ・汚水、雑排水を公共下水道に接続する場合については、事前に市役所下水道課と協議すること。 ・道路の雨水及び各宅地内の排水を放流する場合には、排水経路を記入すること。なお、排水経路については、現況を管理者に確認し占用許可等を取得すること。 ・道路の雨水を遊水池及び浸透枿等で、処理する場合については、設置位置等を明確にすること。 ・各宅地内の排水を敷地内で処理する場合については、汚水、雑排水、雨水の処理方法を明確にすること。 ○土地の高低差及び擁壁等を記入すること。なお、2メートルを超える擁壁については、事前に工作物の確認申請を要するか印旛土木事務所建築課に確認すること。 ○道路の横断及び縦断勾配を記入すること。 ○申請区域が都市計画道路に係る場合については、都市計画道路の位置、名称を記入すること。
	3 構造図	○縮尺を記入すること。（1/20程度） ○道路構造図については、下記事項に注意し記入すること。 ・道路の構造寸法を明確にすること。 ・幅員の取り方については、側溝等は含むが土留め等は含まない。 ・道路の勾配を記入すること。 ・側溝の寸法を記入すること。 ○集水枿の構造寸法等を記入すること。
	4 付近見取図	○縮尺を記入すること。 ○方位を記入すること。 ○道路、鉄道、水路、川、崖等を記入すること。 ○付近の目標となる建築物等を記入すること。
	5 公図の写し	○縮尺を記入すること。（1/600） ○申請区域（道路及び宅地）を明確に色分けすること。 ○作成年月日及び作成者氏名を記入すること。
	6 承諾欄	○「指定、変更、廃止」の内、該当するものを丸で囲む。 ○年月日及び申請者氏名を記入すること。 ○土地所有者及びその他の権利者は権利別に記入し、下記事項に注意し捺印すること。

道路位置指定申請図	6 承諾欄	・記載者が多い場合については、欄を二分割するか又は申請図を2枚使用すること。（2枚使用の場合は、必ず全員の割印をすること。） ・申請者が土地所有者及びその他の権利者である場合においても、承諾欄に記名し捺印すること。 ・水路等の公有地の承諾については、別途申請による承諾書及び許可書添付でもよい。 ・申請道路部分の土地所有者及びその他の権利者をすべて記入し実印で押印すること。なお、承諾書については、別紙を用いることも可とする。 ・申請道路部分の隣接土地及びその他の権利者をすべて記入し、実印で押印すること。なお、承諾書については、別紙を用いることも可とする。 ・既存道路位置指定又は民地の道路（42条1項2号、3号及び42条2項道路）に接続する場合については、既存道路の管理者又は土地所有者の承諾を得ること。なお、承諾書については別紙を用いることも可とする。 ※土地所有者及びその他の権利者の承諾については、紛争が生じないよう十分説明のうえ承諾印を受けること。
その他	1 添付図書	○代理者をたてる場合については、委任状を添付すること。 ○都市図（1/2500）を添付すること。なお、排水を放流する場合については、放流経路を記入すること。 ○道路位置指定の土地及び排水施設等に関する誓約書を添付すること。 ○別紙承諾書等がある場合については、添付すること。 ○申請区域内に現況及び地目において農地がある場合については、転用許可書等の写しを添付すること。 ○国、県、市道に排水を放流する場合については、事前に道路占有許可等を取得し、許可書等の写しを添付すること。 ○道路位置指定が国、県、市道（赤道等を含む）に接続する場合については、事前に境界査定を行い、確定書の写しを添付すること。 ○申請区域が送電線より10メートル以内の場合については、事前に東京電力と協議し、確認書等を添付すること。 ○申請区域の求積表を添付すること。 ○道路位置指定の延長及び土地が複雑な場合については、法務局の公図の写しを添付し、道路及び宅地を明確に色分けすること。（既存道路位置指定がわかるよう色分けすること。） ○道路位置指定の延長の場合については、すべての既存道路位置指定の番号、年月日、幅員、延長等を記入して、道路全体計画図を添付すること。

その他	1 添付図書	○土地の高低差が2メートルを超える場合には、断面図を添付すること。 ○申請区域の土地及び申請道路部分に隣接する土地の登記事項証明書をすべて添付すること。なお、正本は原本とし、副本2部については写しでもよい。	
	2 その他の確認事項	○道路位置指定の申請者は土地所有者とする。ただし、借地人であっても土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できるものとする。 ○添付図書については、正本を原本とし副本は写しでもよい。なお、許可書等の添付についてはすべて写しでもよい。 ○申請図の原図は、封筒等に入れ正本に添付すること。 ○八街市小規模開発の事前協議を要するものについては、事前に協議を終了すること。 ○申請区域に保安林（防風林）が存在する場合については、事前に市役所農政課と協議し、解除の手続きを完了すること。 ○道路位置指定が2以上の市町村にかかる場合については、各市町村及び各土木事務所と事前に協議すること。	
問合せ先	印旛・山武土木事務所 建築課 管理課 調整課	TEL043-483-1141 TEL043-483-1143(印旛) TEL0475-54-1132(山武) TEL043-483-1146(印旛) TEL0475-54-1134(山武)	○道路位置指定に関すること。 ○国道126号線及び409号線、県道、水路等の幅員に関すること。 ○国道126号線及び409号線、県道、水路等の占用に関すること。
	東京電力パワーグリッド カスタマーセンター	TEL0120-995-007	○送電線に関すること。
	八街市役所 都市計画課	TEL043-443-1111 TEL043-443-1430	○八街市小規模開発の事前協議及び都市計画法の開発行為に関すること。
	道路河川課 下水道課 農政課 農業委員会	TEL043-443-1420 TEL043-443-1440 TEL043-443-1402 TEL043-443-1483	○市道及び赤道の幅員及び排水の放流等に関すること。 ○公共下水道に関すること。 ○保安林(防風林)等に関すること。 ○農地転用に関すること。

道路位置指定に関する技術基準（千葉県）

○中間待避所及び終端転回広場

- ・袋路状道路の幅員が4.5 m以上の場合で、下表左欄の幅員に応じ右欄の距離以内ごと及び終端に自動車の転回広場を設けているものであること。（延長35.0 mを超える幅員6.0 m未満の道路位置指定においては、終端に転回広場が必要。）（図1～7参照）

幅 員	距 離
4.5 m以上 5.0 m未満	50 m
5.0 m以上 5.5 m未満	60 m
5.5 m以上 6.0 m未満	70 m

- ・袋路状道路の終端又は中間に設けられたう回ができる道路区間について、自動車の転回広場を設けなければならない距離の二倍以内ごとに自動車の転回広場又は同一平面で他の道路と交差し若しくは接続する箇所を有しているものであること。（図8参照）

○隅切り

- ・2 m×2 mの両隅切りとする。（図9～10参照）
- ・周囲の状況によりやむを得ず隅切りを片側のみとする場合において、隅切りできない対側線側の一边を4.0 mとし、他の一边を2.5 mとする三角形の部分の道を含む隅切りとする。

○中間待避所（両側に設ける場合）

※なるべく近接して設けること

図1

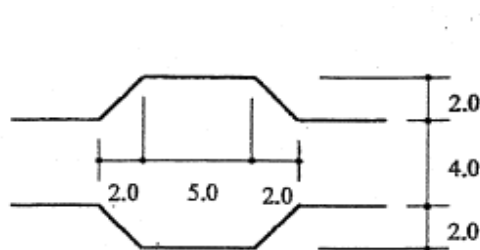
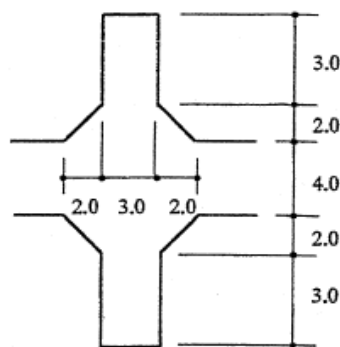


図2



○中間待避所（片側に設ける場合）

図 3

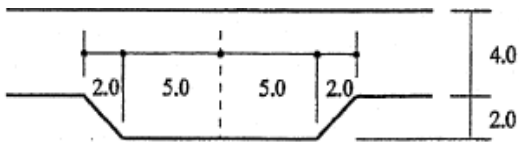
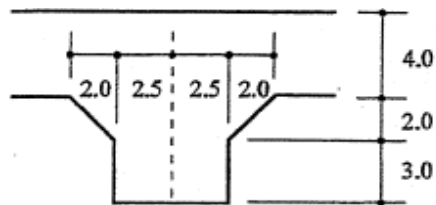


図 4



○終端部自動車転回広場

図 5

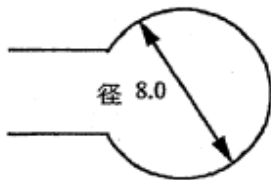


図 6

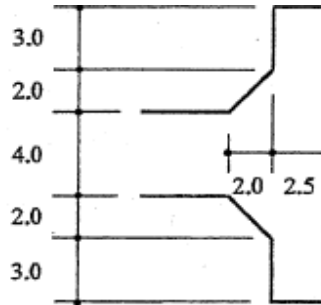
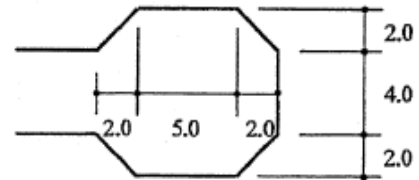
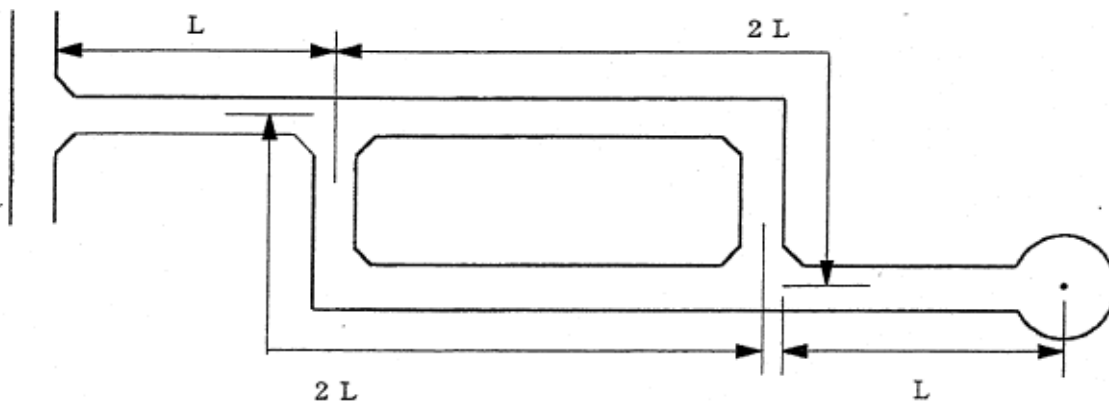


図 7



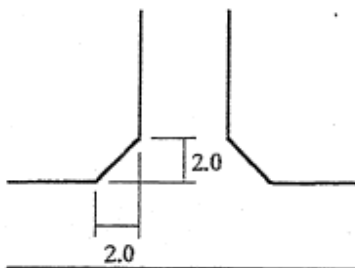
○う回可能な袋路状道路の形状

図 8



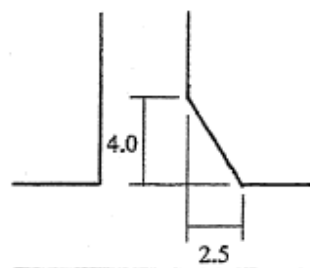
○隅切り

図 9



通常

図 10



片隅切り